

特別支給の老齢厚生年金の対象者について

○坑内員・船員の方の受給開始年齢

生年月日	定額部分の 受給開始年齢	報酬比例部分の 受給開始年齢
昭和29年4月2日～昭和33年4月1日	60歳	60歳
昭和33年4月2日～昭和35年4月1日	61歳	61歳
昭和35年4月2日～昭和37年4月1日	62歳	62歳
昭和37年4月2日～昭和39年4月1日	63歳	63歳
昭和39年4月2日～昭和41年4月1日	64歳	64歳
昭和41年4月2日以後	—	65歳(老齢厚生年金)

※昭和33年4月2日から昭和41年4月1日までの間に生まれた「坑内員・船員」の方は「経過措置の対象の方」となります。